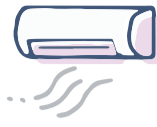


お知らせ



エアコン購入費などを助成します



室内の熱中症予防対策のため、エアコンの購入費と設置費用を助成します。エアコンの設置や故障の有無について、自宅を訪問し、調査を行います。購入後や設置後の助成申請はできません。

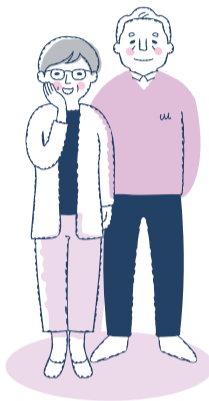
※ 次の①～④を全て満たす世帯

- ①申請日(訪問調査日)時点で区に住民登録があり、現に在住している
 - ②世帯構成(以下のいずれか)
 - ・満65歳以上の高齢者のみ
 - ・満65歳以上の高齢者と障害者(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかをお持ちのかた)のみ
 - ③住民税の課税状況(以下のいずれか)
 - ・世帯全員が住民税非課税である
 - ・生活保護受給中
- ※課税状況の確認は、申請日(訪問調査日)が4～6月は前年度分、7～9月は当該年度分で実施
- ④エアコンの設置状況(以下のいずれか)
 - ・自宅にエアコンが1台もない
 - ・故障などで冷房機能が使用できるエアコンが1台もない

申請期間 4月15日～9月30日

助成金額 上限10万円(工事費含む)

※費用が10万円に達しない場合は、当該額を支給



問 福祉総合課くらしの相談係(☎5722-6840、FAX 5722-9062)

お知らせ



さんまバス運賃改定と高齢者割り引き



運賃改定

- 普通運賃の金額を変更
大人=現金 250円、IC 240円
小児=現金 130円、IC 120円



- 回数券のつづり枚数を変更
大人=250円券×9枚つづり 2,000円
小児=130円券×9枚つづり 1,000円

- アプリ版回数券導入(スマートフォンアプリ「RYDE PASS」で購入)
大人=250円券×9枚つづり 1,950円
小児=130円券×9枚つづり 970円

半額

高齢者割り引き

70歳以上のかたで、区が発行する割引証を提示すると、運賃が現金 130円、IC 120円になります。乗車時に高齢者割引証を乗務員に見せ、割引運賃をお支払いください。

割引証の発行方法

- インターネット 区Webをご覧ください。
- 窓口
顔写真付きの年齢確認書類を持参の上、都市基盤整備課(総合庁舎本館6階)で、申請書を記入。代理人の申請も可能です。



問 都市基盤整備課地域交通係(☎5722-9550、FAX 5722-9239)

お知らせ



アピランスケア用品購入等費用助成の拡充

①対象者の拡充 がん以外の疾病や外傷も対象

●対象者 申請日時点で次の①②の全てに該当するかた

- ①区内在住
- ②がんなどの疾病やその治療、外傷による外見の変化により、アピランスケア用品が必要

●対象条件を満たしていても対象外となる場合

- ・同種の助成金や旧事業を含む本事業の助成金を2回以上受給したことがあるかた
- ・②の男性型・女性型または加齢による脱毛症、手術などの治療の過程で頭髪をそるかた



②対象品目の拡充 頭皮冷却用キャップやエピテーゼなど(★)も対象

●対象品目

- ①ウィッグ(装着ネット、クリップを含む)
 - ②帽子★(毛付き帽子、医療用帽子など)
 - ③補整下着(補整パッドを含む)
 - ④弾性着衣(原則、着圧30mmHg以上が対象。医師の特段の指示がある場合は20mmHg以上)
 - ⑤エピテーゼ★(補整用人工物。人工乳房、義眼など) **追加**
 - ⑥頭皮冷却用キャップ、冷却用グローブ・ソックス★ **追加**
- ※着脱に必要な接着剤や剥離剤などの装着用の消耗品を含む(本体と合わせて申請する場合に限る)

がん治療などに伴う外見の変化による心理的負担を軽減し、就労や社会参加を応援するため、4月から、対象者・対象品目を拡充し、個数制限を撤廃します。ウィッグなどの購入やレンタル費用の一部を助成します。



●助成対象外

- ・本体に含まれない付属品やメンテナンス用の消耗品、ウィッグのスタイリング代
- ・材料購入費や製作に要する経費、治療費(施術費)、医薬品、メイク用品
- ・購入・レンタルにかかった交通費や送料、手数料、ポイント利用分
- ・健康保険による療養費などの他の法令などに基づく同種の助成、給付などの支給対象品
- ・インターネットオークション、フリーマーケット(アプリ含む)、その他の個人間取引で購入・レンタルした品

③個数制限の撤廃

助成金額内であれば、個数の制限なく、複数の対象品を組み合わせで申請可能になります。



●助成金額

申請1回当たり上限10万円(購入・レンタルの実費)。1人につき2回まで

●申請期限

対象品を購入・レンタルした翌日から1年以内
令和7年4月1日以降に購入・レンタルしたアピランスケア用品は、令和8年4月1日から申請可

■区Web/申請書と領収書などの写し、傷病やその治療を証明する書類、通帳またはキャッシュカードの写しなどの関係書類を郵送/窓口

問 健康推進課健康づくり係(総合庁舎本館3階、〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-9586、FAX 5722-9329)

目黒区からの情報を発信中!



区公式ウェブサイト



区公式YouTubeチャンネルめぐるTV



区公式X(旧Twitter)



区LINE公式



※めぐる区報は、区公式ウェブサイトでも多言語でご覧になれます。Meguro City Newsletter is available in multiple languages on Meguro City official website.



環境にやさしい植物油インキを使用しています



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。